

## マドリッド制度 用語集

用語	(英語表記)	用語解説
標章の国際登録に関するマドリッド協定	Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks	<p>商標の国際的な登録制度としてパリ条約の特別取極(第19条)として1891年に創設。</p> <p>本国官庁における登録商標を基礎として、1以上の締約国を指定(本国官庁の指定不可)し国際出願ができる。国際出願は本国官庁経由でWIPO国際事務局へ送付され、国際出願が適切な要件を満たしている場合は、国際登録簿に記録され、WIPO公報により公開される。国際事務局から保護が求められた各締約国(指定国)に国際登録が通報され、審査される。</p> <p>暫定的拒絶通報が送付できる期間は、指定通報日から1年。存続期間は、国際登録日から20年(更新可能)。</p>
標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル/マドプロ)	Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks	<p>協定よりも多くの国が利用できる商標の国際登録制度を目指し、パリ条約の特別取極として、1995年1月2日に発効、1996年4月から運用開始。協定とは共通の枠組みも有しているものの、協定とは独立した条約。</p> <p>日本は1999年12月14日にWIPOへ加入書を寄託することで議定書に加盟し、2000年3月14日から発効。</p> <p>本国官庁における商標出願又は登録商標が出願対象。暫定的拒絶通報の期間は、指定通報日から1年または18ヶ月。存続期間は、国際登録日から10年(更新可能)。</p>
本国官庁	the Office of origin	<p>基礎出願又は基礎登録がある官庁。国際出願を受理した日を証明し、国際出願の記載事項と基礎出願/基礎登録の記載事項の同一性の認証を行う(第9規則(5)(d))。</p> <p>本国官庁認証後、国際出願を国際事務局へ送付する。</p>
指定国官庁	the Office of (a designated) contracting party	<p>標章の保護の効果が及ぶ領域指定がされた国の官庁。国際登録簿への記録後に送付された領域指定の通報に基づき、標章の保護に関する審査を行う。</p>
WIPO国際事務局(IB)	the International Bureau of WIPO	<p>WIPO国際事務局は、知的所有権の保護の促進、諸同盟国の管理に関する協力の確保を目的とする国連の専門機関の一つである「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization : WIPO)」に設置された国際登録制度を統括する事務局で、スイス(ジュネーブ)に置かれている。マドリッド制度に基づく国際登録及び関連するすべての管理業務は、国際事務局が行う。</p>
基礎出願/基礎登録	basic application/ basic registration	<p>締約国の本国官庁に提出された商標出願/登録商標であって、国際出願の基礎となるもの。</p>
商品・役務の国際分類(ニース分類)	International Classification of Goods and Services	<p>標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定で定められた分類。国際出願するには、出願時に有効な国際分類に基づいて商品・役務を記載する必要がある(第9規則(4)(a)(xiii))。</p> <p>日本は、ニース協定に1989年に加盟し、1990年2月20日に発効。</p>
図形的要素の国際分類(ウィーン分類)	International Classification of Figurative Elements	<p>標章の図形的要素の国際分類に関するウィーン協定(日本は、未加盟)で定められた分類。</p> <p>標章が図形的要素の国際分類に従って分類できる国際出願を国際登録する際に、国際事務局が関連する分類を決定し、付与する(第14規則(2)(iv))。</p>

用語	(英語表記)	用語解説
指定商品(役務)の表示欠陥通報	Irregularities with respect to the Indication of Goods and Services	国際事務局が、国際出願の指定商品・役務が分類上極めて不明確である、理解できない、語学的に不明確であると判断した場合に、本国官庁及び出願人に送付する通報(第13規則)。
指定商品(役務)の分類欠陥通報	Irregularities with respect to the Classification of Goods and Services	国際事務局が、国際出願の指定商品・役務の分類に関し、規則に定める要件を満たしていないと判断した場合、国際事務局の提案を記載した「分類欠陥通報」を本国官庁及び出願人に送付する(第12規則)。
国際登録簿	the International Register	国際事務局が管理する国際登録に関する全情報の記録簿。英語、フランス語、及びスペイン語で記録される。
国際登録日	Date of the International Registration	原則として、本国官庁が国際出願を受理した日。ただし、本国官庁が受理した日から2ヶ月以内に国際事務局が受理しない場合には、国際事務局がその出願を受理した日が国際登録日となる。存続期間は、国際登録日から10年、更新手数料の支払いにより、10年毎更新可能。
WIPO公報	WIPO Gazette	WIPOホームページのマドリッドシステムウェブ上で発行されており、新規の国際登録の他に更新、事後指定、変更情報等が含まれている。
事後指定	Subsequent Designations	国際出願が国際登録された後に、指定国や指定商品・役務(ただし、国際登録された指定商品・役務の範囲内)を追加できる制度(議定書第3条の3(2)、第24規則)。
事後指定日	Date of Subsequent Designation	原則、国際事務局又は官庁が事後指定書(MM4)を受理した日。事後指定の存続期間の起算日は、事後指定日ではなく、あくまでも国際登録日となる。
暫定的拒絶通報	Notification of Provisional Refusal	国際事務局から領域指定を受けた指定国官庁は、国内法令に基づき標章に対する保護を与えられないと判断した場合及び異議申立がされたために保護が与えられない場合は、拒絶の通報を国際事務局に送付することができる。暫定的拒絶通報を送付できる期間は、指定通報日から1年又は18ヶ月以内(議定書第5条)。日本は、議定書第5条(2)(b)の宣言により、暫定的拒絶通報を送付できる期間は、指定通報日から18ヶ月。
保護認容声明	①Statement of Grant of Protection ②Statement of Grant of Protection Following a Provisional Refusal	指定国官庁によるすべての手続が完了し、拒絶理由がない場合、又は拒絶理由が解消した場合に、国際事務局に対し保護認容声明を送付する(第18規則の3(1)(2))。 ①は、暫定的拒絶通報を送付することなく、保護が認められた場合の通知。 ②は、暫定的拒絶通報後の保護を認める旨の通知。
支払通知	Notification of Second part of individual fee	日本は、個別手数料の2段階納付制度をとっているため、名義人は、保護認容声明受領後、登録料相当分の手数料を国際事務局へ支払う必要がある(第34規則(3))。日本国特許庁は、保護認容声明と同時に支払通知を国際事務局へ送付。国際事務局は支払通知に金額・納付方法を記載したカバーレターを添付し、名義人へ送付。支払期限は、通知発送日から3ヶ月。「処理の継続」手続(第5規則の2)により2か月の救済期間あり。日本国特許庁は、国際事務局から料金納付に関する通知を受領後、国際登録を設定登録にし、国内原簿を作成。
登録査定	Decision to grant a trademark registration	日本の国内法に基づく通知。日本国特許庁から直接名義人(国内代理人が選任されている場合は、国内代理人)へ送付。保護認容声明及び支払通知と同日の発送日。

用語	(英語表記)	用語解説
拒絶査定	Decision to refuse a trademark registration	暫定的拒絶通報後、応答がない場合、又は、応答したが拒絶理由が解消されなかった場合、拒絶査定を送付。日本の国内法に基づく通知であり、日本国特許庁から直接名義人（国内代理人が選任されている場合は、国内代理人）へ送付。 査定発送日から3ヶ月以内に、査定不服審判請求が可能。
拒絶確定声明	Confirmation of Total Provisional Refusal	指定国官庁によるすべての手続が完了し、締約国における保護の拒絶を決定した場合、国際事務局に対し拒絶確定声明を送付する（第18規則の3(3)）。
国際登録の従属性 (セントラルアタック)	Dependence of International Registration	国際登録は、国際登録日から5年間は基礎出願／基礎登録に従属する。基礎出願／基礎登録が、本国官庁等の決定による拒絶又は取消し、又は本人の自発的取消し（補正含む）等によって、国際登録日から5年以内に消滅した場合、又は一部の指定商品・役務が取り消された場合はその範囲内において、国際登録が取り消される（議定書第6条）。
国際登録の国内出願／ 広域出願への変更	Transformation	セントラルアタックにより、国際登録において指定された商品・役務の全部又は一部が取り消された場合、以下の条件を満たす国内出願をしたときは、国際登録日（事後指定の場合は、事後指定日）にされた出願とみなされる。 ①国際登録簿に取消しが記録された日から3ヶ月以内に直接官庁に商標出願を行う ②商標出願の指定商品・役務が、取り消された指定商品・役務の範囲内であること ③商標出願が、手数料の支払いを含む関係法令上のすべての要件を満たしていること
マドリッドモニター	Madrid Monitor	国際登録の履歴情報やステータス情報を確認できるWIPOホームページ上のツール。
MGS	Madrid Goods and Services Manager (MGS)	WIPOホームページで提供されている指定商品・役務リスト作成のためのオンラインツール。国際事務局が認める商品・役務の分類や表示が容易に分かる。